

【 病理診断 】

6 4 1 細胞診（婦人科材料等によるもの）（子宮頸管炎）の算定について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

子宮頸管炎に対するN004 細胞診「1」婦人科材料等によるものの算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

子宮頸管炎は細菌やクラミジア等感染症、薬物等によるアレルギー、ペッサリー等異物による刺激が原因で子宮頸部に炎症が生じた状態であり、悪性腫瘍の可能性は低い。

細胞診（婦人科材料等によるもの）は、子宮頸部・内膜、膣部から採取した細胞より悪性腫瘍の細胞学的診断を実施するものであり、上記子宮頸管炎に対する臨床的有用性は低いと考えられる。

以上のことから、子宮頸管炎に対するN004 細胞診「1」婦人科材料等によるものの算定は、原則として認められないと判断した。